

健康都市「向日市」の豊かな表情を 写真で表現しよう

恒例の向日市観光写真コンテストを今年も実施します。
このコンテストは、まちづくりの新たな第一歩が始まった健康都市「向日市」の豊かな表情を表現した写真作品を市内外から募集し、向日市の魅力を再発見することを目的として実施するものです。

向日市観光写真コンテスト 作品募集

応募要項

- テーマ** 向日市に関わる「自然」「祭」「伝統行事」「食」「暮らし」「街並み」「人々」「史跡」「スポーツ」「風物」「動物」などを表現した写真作品
- 応募資格** アマチュアに限ります。
- 応募規定** カラープリントまたはモノクロプリント四つ切り・ワイド四つ切り、単写真で、未発表のものに限ります。デジタル写真は、規定のサイズのプリントで応募。FD、PCカードなどでの応募は不可。
- 応募方法** 題名・住所・氏名(ふりがな)・性別・年齢・電話番号・撮影年月日・撮影場所・原稿の種類などを明記した用紙を作品の裏に張ったうえ応募してください。9月3日(月)～11月30日(金)(消印有効、持参可)
- 審査日程** 12月上旬
- 審査員** 審査委員長・山本建三氏(写真家)ほか5人
- 発表** 本人に通知するとともに「広報むこう」に掲載予定
- 表彰** 大賞(向日市長賞)1点(賞状・楯・賞金3万円)、推薦1点(賞状・楯・賞金1万円)、特選6点、入選10点以内、佳作10点以内
- 展示** 市民会館市民ギャラリー(平成14年1月)ほか予定
- 作品送付先** 産業振興課商工観光係内「第5回向日市観光写真コンテスト」係(内線239)



▲第4回観光写真コンテスト市長賞作品「惜春」下村壽さん(鶏冠井町)

■**後援** 向日市商工会、向日市ふるさと産品推進協議会、向日市民憲章推進協議会、京都中央農業協同組合向日支店、歴史街道推進協議会、京都府観光連盟、京都新聞社

向日市総合計画概要版を 配付しています



本市のまちづくりの指針となる新しい総合計画「7.67むこう」(第4次向日市総合計画)が完成し、その概要版を自治会を通じて各

ご家庭に配付しています。

総合計画とは、向日市に住んでいるみなさんが、どのようなまちに住みたいと考えているのか。そのためにはどのようなことをしなければならないのか。市民や行政はどのような役割を果た

していくのか。こうしたことをみんなで考え、向日市のまちづくりを進めるための計画です。

冊子が5月中旬にお手元に届かない場合は、健康都市推進室にご連絡ください。

お問い合わせ 健康都市推進室(内線280)

第4次向日市総合計画「7.67むこう」



きょうのむこうに明日がある
明日のむこうに夢がある

- 総合計画ってなんですか?
- 向日市総合計画の枠組み
- まちの将来像
- どんなことをするのか
- 住み続けたいまちをつくるために

NEWS AND TOPICS

お気軽にご相談ください

行政相談委員に西田初江氏、山口和三郎氏

このたび、西田初江氏、山口和三郎氏が、総務大臣から行政相談委員に再委嘱されました。

行政相談委員は、国や特殊法人の仕事、京都府や市が国から委任されたり、補助金を受けている仕事について、「処理や説明に納得できない」「手続きがよくわからない」などのご相談をお受けしています。

相談は、毎月第2・4火曜日の「困りごと相談」または自宅でご受け付けています。

●**西田初江氏** 森本町天神森6-9

☎921-3494

●**山口和三郎氏** 寺戸町二枚田12-25

☎931-3506

平成12年度公文書の公開に関する 制度の運用状況

平成12年度における向日市の公文書の公開に関する制度の利用状況は、請求20件、申出26件の合計46件でした。

請求・申出の主な内容は、審議会等の会議録14件、答申書・報告書4件、契約関係文書12件、交際費・食糧費関係文書3件、市議会市政調査研究費補助金関係文書4件となっています。

これら請求・申出に対する公開の状況は、公開32件、部分公開13件、非公開1件です。

向日市水道創設50周年

6月1日～7日は水道週間です

街頭啓発

6/1(金)午前11:00～正午・向日町サティ前

水道フェア ～ふるってご参加ください～

●**日時** 6/3(日)午前9:30～午後1:00

●**場所** 物集女西浄水場

●**内容** ○場内見学・ビデオ上映 ○遊びコーナー(スーパーボールすくい・魚つかみ・水鉄砲・ビンゴゲームほか)



○休憩コーナー(ジュース・ポン菓子など)

50周年記念事業

水道フェア会場にて小学生による水に関する作品展示(習字・標語)および表彰など

☎上下水道部業務課(内線801)

特別永住者として日本に永住している方などで、 旧軍人軍属等であった方及びその遺族の方へ

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律が施行され、ご遺族の方には、弔慰金260万円、重度戦傷病者の方には、見舞金(及び老後生活設計支援特別給付金)400万円が支給されます。

対象者 特別永住者として日本に永住している方などで次のいずれかに該当する方

- ①昭和12年7月7日以降公務傷病にかかり、これにより昭和16年12月8日以降死亡された方のご遺族
- ②昭和12年7月7日以降公務傷病にかかり、これにより重度障害の状態にある戦傷病者の方(重度戦傷病者といいます。)

③平成13年3月31日以前に死亡された重度戦傷病者のご遺族(①に該当する方を除きます。)

公務傷病とは、戦闘中や作業中の負傷、在職中の病気などをいいます。

遺族とは、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦死亡された方と生計関係を有していた伯父叔母・甥姪など三親等内の親族をいいます。弔慰金は、この順番による最優先順位の遺族お一人に支給されます。

重度戦傷病者とは、片手の親指を失った方、片足のすべての指を失った方及びこれ以上の障害の状態にある方をいいます。

※恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法などの給付を受けた方がいるなどの場合には受給できません。

請求期限 平成16年3月31日まで

- 請求書類 ①弔慰金等請求書 ②外国人登録証明書の写真 ③他の法令による給付に関する申立書 ④弔慰金等受取金融機関に関する届 ⑤公務傷病にかかった又は公務傷病により死亡したと認めることができる書類 ⑥死亡した方との身分関係を認めることができる戸籍書類など(弔慰金請求の場合) ⑦障害の程度がわかる書類(見舞金請求の場合)

※この他にも、ケースによって必要な書類があります。

お問い合わせ 社会福祉課庶務係(内線345)、京都府地域福祉・援護課遺族援護係☎414-4616

総務省大臣官房管理室弔慰金等支給業務室ホームページ
<http://www.mha.go.jp/daijinkanbou/kanri/choui.html>